

2023文議第1203号
令和6年2月8日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
白石 英行

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (4件)	第30号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
	第31号	核兵器禁止条約の批准を求める請願
	第32号	パレスチナ全域での即時停戦と早期に平和の実現を求める請願
	第33号	イスラエルに国際司法裁判所（ICJ）暫定保全措置遵守を求めること及び日本政府によるUNRWA拠出金停止を撤回することに関する請願
厚生 (2件)	第34号	火葬の在り方などについて議論する検討会の設置と、火葬料金届出制に関する請願
	第35号	旧区立特別養護老人ホーム「文京白山の郷」運営法人撤退についての検証と、今後の特養ホーム運営の改善を求める請願
建設 (2件)	第36号	文京区のまちづくりの定義を明確にし、災害に強いまちづくりにも資するような「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
	第37号	携帯基地局設置・改造前の地縁者への説明会開催に関する請願
文教 (5件)	第38号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第39号	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第40号	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
	第41号	柳町小学校第二仮設校舎計画の説明と見直しに関する請願
	第42号	小日向台町小学校改築において、学校環境衛生基準に基づき工事の実施をすること、工事のどの段階においても、震災時子どもたちの安全を確保できる必要な空きスペースを設けることを求める請願

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第30号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美千代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第31号
件 名	核兵器禁止条約の批准を求める請願
請 願 者	神奈川県横浜市青葉区 あざみ野一丁目27番1号E303 文京革新懇 代表世話人 奥長 弘三 外10名
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

核兵器禁止条約が 2021 年 1 月に発効され、人類史上初めて核兵器を違法化する国際法が誕生し、3 年が経ちます。その間、核兵器禁止条約は署名 93 カ国、批准は 70 カ国、国連加盟国の 3 分の 1 に広がりました。

第 2 回締約国会議が 2023 年 11 月から 12 月にかけて、ニューヨークで開かれました。オブザーバー参加国は 35 カ国にのぼり、アメリカの同盟国であるドイツ、ノルウェー、ベルギー、オーストラリアも参加しました。

ドイツは立場は異なるとしつつも「核兵器のない安全な世界に進む方法に関する議論に関わっていきたい」と発言しています。しかし、唯一の戦争被爆国である日本政府はオブザーバー参加さえも拒否しました。「日本がないのはおかしい」などの発言が相次いだと言われています。

ロシアのプーチン政権はウクライナ侵略のなかで核による威嚇を続けています。しかし、アメリカも NATO も核による報復を公然と表明することはできません。また、ガザ攻撃をめぐり「核兵器使用が選択肢の一つ」と発言したイスラエルの閣僚は、停職を余儀なくされました。

核兵器禁止条約が核兵器の非人道性を告発し、その使用と威嚇を禁止する規範として成立し、世界的世論を育くみ、いかなる国であれ、核使用の手をきつく縛っているのです。

文京区は 1983 年に「非核平和都市宣言」をしています。世界に目を向け、今こそその歴史的役割を認識し実践することが求められています。

地球上から核兵器を無くしていく上からも、唯一の戦争被爆国である日本が一日も早く、核兵器禁止条約に署名・批准し締約国になるよう、国に働きかけることを強く求めます。

文京革新懇

白山・千石 9 条の会

本郷・湯島 9 条の会

新日本婦人の会文京支部

東京保健生活協同組合

全日本年金者組合文京支部

文京原水爆禁止協議会

文京母親大会連絡会

東京土建一般労働組合文京支部



文京区職員労働組合

文京春闘共闘会議

改憲 NO ! 文京アクション

請願事項

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を批准すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第32号
件 名	パレスチナ全域での即時停戦と早期に平和の実現を 求める請願
請 願 者	  宮地 美華子 外1名
紹介議員	小林 れい子 浅田 保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

イスラエル軍によるパレスチナ・ガザ地区住民への手段を選ばない攻撃により、毎日毎日未来ある子供たちが殺され、命が助かっても身体の一部を失うなど筆舌に尽くしがたい、極限を超える凄惨な状況が続いています。飢餓、感染症の蔓延も深刻です。住民の9割が難民とも報じられています。テロ行為への報復どころか、国家による狂氣的な殺戮であり虐殺、民族浄化にほかなりません。

なぜ止められないのでしょうか。

イスラエル政府が、占領している東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区に住宅を建設して、入植している問題は、国際法違反です。日本政府としても、イスラエル政府に対し、この措置を実施せず、入植活動を完全凍結するよう強く求めています。

しかし現実には、地区での2023年のパレスチナ住民の死者数は、国連人道問題調整事務所が記録をはじめた2005年以降最悪で、その半数以上が10月7日以降に殺されたと報じられています。イスラエル軍や入植者による暴力、拘束、住居破壊、侵略、道路の封鎖などがエスカレートしており、職場への往復だけでも命がけで、毎日の生活に恐怖を植えつけられています。



わたしたちは過去の戦争において、加害も被害も両方の苦しみを経験しています。ですから現在進行形で目の前でその苦しみが起きているなら、あらゆる手段をもって止めなければならない。それはいまの若い方たちの未来を、生きる希望を守ることではないでしょうか。

国際社会では、南アフリカがイスラエルに対するジェノサイド条約違反を提訴した裁判が、1月11日、国際司法裁判所（ICJ）においてはじまりました。

国内では、昨年末から日本国内の自治体においても停戦を求める決議や意見書の採択が続いています。「世界の恒久平和と永遠の繁栄を願う」非核平和都市宣言を行なっている文京区からも、文京区議会として以下の内容を日本政府にはたらきかけることを求めます。

請願事項

- 1 イスラエル、ハマス双方に対し、拘束している人びと全員の即時解放を求め、はたらきかけること。
- 2 イスラエル及びハマスを軍事支援している国に対し即時支援停止をはたらきかけること。
- 3 一刻も早い人道支援とパレスチナの平和実現にむけて、UNRWAへの資金拠出を継続するとともに、イスラエル政府の侵攻を終結させるため、あらゆる手段を講ずること。
- 4 国際司法裁判所（ICJ）における南アフリカの提訴に賛同すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第33号
件 名	イスラエルに国際司法裁判所（ICJ）暫定保全措置 遵守を求めること及び日本政府によるUNRWA拠出 金停止を撤回することに関する請願
請 願 者	  影 浦 峽
紹介議員	小 林 れい子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

イスラエルによる 75 年にわたるパレスチナの不法占領を背景になされたハマスによる 10 月 7 日のイスラエルへの攻撃をきっかけとして、イスラエル軍はガザ地区に全面攻撃を開始しました。この攻撃によりガザ地区のパレスチナ人 2 万 5000 人以上が殺され、170 万人が家を追われました。犠牲者の 7 割は子どもと女性であると報じられています。

この状況を受けて、国際司法裁判所（I C J）は 2024 年 1 月 26 日、イスラエルのガザ地区における行為をジェノサイド条約で定められたジェノサイドに確からしく該当しうると判断し、イスラエル政府に対してジェノサイド行為の予防、扇動の防止と処罰、人道的支援活動の保証を含む暫定保全措置を命じました。日本政府も I C J の決定を歓迎する外務大臣談話を発表しましたが、イスラエルによるジェノサイド相当行為は依然として続いています。

こうした中、日本政府は、ガザの人道支援に中核的な役割を担う国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への拠出金を、数名の職員がハマスの攻撃に関与したとの疑いを理由に、停止しました。UNRWA 事務局長フィリップ・ラザリーニ氏が述べるように、UNRWA が資金不足で活動停止を余儀なくされると、ガザでさらに多数の人々が命を失うこととなります。既に UNRWA も調査を開始している中で、拠出金を停止する措置は、I C J の決定と齟齬をきたしているだけでなく、国際法が禁ずる集団的懲罰に相当する可能性もあります。

2023 年 10 月 7 日以降、複数の地方自治体がイスラエル・パレスチナの停戦を求める決議・意見書・要請書を採択しているところですが、文京区議会におかれましては、最近の状況を踏まえ、内閣総理大臣及び外務大臣に向けて、下記の二点を求める要請書を採択していただきたく、ここに請願を行うものです。

請願事項

- 1 イスラエル政府に対して国際司法裁判所の暫定保全措置に従いジェノサイドの防止とジェノサイド扇動発言の防止・処罰、人道的支援活動の保証を改めて要求すること。
- 2 UNRWA への拠出金停止を撤回すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第34号
件 名	火葬の在り方などについて議論する検討会の設置と、 火葬料金届出制に関する請願
請 願 者	文京区大塚五丁目 18 番 1 号 東京都葬祭業協同組合文京支部 支部長 矢 口 茂 夫
紹 介 議 員	宮 野 ゆみこ 依 田 翼 宮 本 伸 一 宮 崎 こうき 市 村 やすとし 西 村 修 板 倉 美千代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	厚 生 委 員 会

請願理由

今後、高齢化による死亡者数も増加が見込まれ、2040年には死亡者数のピークを迎えるといわれております。

しかしながら、現在23区の火葬場は、公営2か所に対して民営7か所となっており、公営火葬場の火葬能力は23区部死亡者数の約10分の1程度に留まっていて不足しているため、民間事業者に頼らざるをえない状況となっております。そうした中、近年、一部民間事業者の急激な火葬料値上げなどにより、大きな公民格差が生じています。また、火葬料には法的根拠がなく、今後さらに高額になるのではないかとの懸念が関係者の中であり、最終的には利用者である区民への経済的な圧迫にもつながる可能性が高くあります。

こうした状況を踏まえ、他区議会でも火葬料の届出制を国に求める陳情を採択する動きもでており、これまで貴議会に対して当組合より3度にわたって陳情書を提出してきました。

公営火葬場については、港・品川・目黒・大田・世田谷の近隣5区で平成16年に設置した例があります。この例にならい、本区周辺地域においても公有地や公有施設を活用して公営火葬場を新規に設置できないか、また火葬という公共の福祉を民間事業者が適切に運営する仕組みを設けることを検討する必要があります。

そこで、区民の誰もが安心して火葬場を利用できるよう、都、23区で、まずは火葬に関する現状と今後の在り方などについて議論する場が必要と考え、以下の通り貴議会にお願いいたします。

請願事項

下記2点の要望をしてください。

- 1 都に対し、23区と連携して火葬に関する現状と今後の在り方などについて議論する検討会を設置するよう要望すること。
- 2 民営火葬場の火葬料金を届出制とするよう、国に要望すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第35号
件 名	旧区立特別養護老人ホーム「文京白山の郷」運営法人 撤退についての検証と、今後の特養ホーム運営の改善 を求める請願
請 願 者	文京区大塚三丁目36番7号 文京区社会福祉推進協議会 会長 山崎 広 樹
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	厚生委員会

請願理由

26年の長きにわたり特別養護老人ホーム「白山の郷」等の運営を行っていた福音会が、全事業から2024年度末をもって撤退することが明らかになりました。

区はこの間、入所者や家族に対して説明会を開催してきました。利用者や家族からは、「なぜ赤字になったのか」「後継法人は見つかるのか」「良い介護をしていただいたので、今までお世話になっている職員にケアを続けてほしい」「今でさえ職員が減っているのに来年の3月までもつのか」「新規事業者でまた赤字になるのではないか」等の声が出されています。区としてこれらの声に寄り添った対応が求められます。

区は、「説明会で出されていたなぜ赤字になったのか」「福音会が撤退するにいたった経過がよくわからない」「区として撤退前に支援はできなかったのか」という区民の疑問に答えるためにも検証を行い、区として最大限の援助を行うべきです。

今までの経過を振り返り、今後、「白山の郷」のようなことを繰り返さないために、以下の点について区に求めるよう要望いたします。

請願事項

- 1 区民に対して説明会を開いてください。
- 2 「白山の郷」運営法人の撤退について、区として検証を行って下さい。そのうえで、今まで通り「福音会」が運営継続できるように区として尽力して下さい。
- 3 介護施設の改修時の経営支援を含む区独自の財政支援や、介護従事者確保と賃金アップへの支援を行って下さい。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第36号
件 名	文京区のまちづくりの定義を明確にし、災害に強いまちづくりにも資するような「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。しかし、今、文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止めた上で、それをしっかり支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）はそうした区民をサポートする役割（注1）を担うことも想定しています。

一方、想定を遥かに超えた自然災害を巡り、災害に強く、被害を最小に抑え、さらに復興まで、地域の力を強め、住民参加のまちづくりを根底で支える「まちづくり基本条例」も求められていると考えます（注2）。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調べ、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方、防災・減災まちづくり施策の盛り込み方等を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくることが区民の最善の利益に適うと考えます。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

（注1）例えば文京区民が世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念を共有する「憲章」を作ろうと思っても、現在の「文の京」総合戦略や区の要綱等において、その動きを支えるような制度も仕組みもありません。また、港区にあるような「地区まちづくりビジョン」の登録制度や「地区まちづくりルール」の認定制もありません。

（注2）平成23年3月に発生した長野県北部地震で震度6強の本震に続いて同6弱の余震に立て続けに見舞われた栄村では地震による直接的な犠牲者はゼロでした。報道による分析によると、その理由は「特別豪雪地帯ならではの隣近所との強い結びつきによる村民同士の助け合い精神と、地震の3年前から行っていた防災訓練」（産経新聞2021/3/13）とされています。「災害に強く、被害を最小限に抑えられる」まちづくりは単にハードを整備することを意味するものではなく、区・町会・自治会・まちづくり協議会という重層的・多層的な「結び付き」と「訓練」等のソフト面の充実が欠かせません。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「マスタープラン」や「総合戦略」の見直しと併せ、まちづくりにおける防災・減災機能の強化の方向性も盛り込みつつ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第37号
件 名	携帯基地局設置・改造前の地縁者への説明会開催に関する請願
請 願 者	文京区本駒込 [REDACTED] [REDACTED] 外4名
紹介議員	宮野 ゆみこ 石沢 のりゆき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

携帯電話基地局（以下基地局とする）設置後から周辺住民の体調不良がひどくなりました。

湯島の基地局周辺の住民に集中的にガン、甲状腺疾患、失明含む眼障害などが出ており、本駒込住民が不眠や頭痛、心臓痛、集中力欠如を訴えています。国内の新聞でも倦怠感、耳鳴り、頭痛、不眠など住民の訴えが取り上げられています。（2007 朝日新聞 12/16、2010 琉球新報 2/26、2006 沖縄県医師会、2023 東京新聞 9/6）

基地局からの電磁波は、由来が軍事技術でその効果は機密扱いされていたため、健康影響についても全貌が明らかにされていません。

全国各地で基地局の電磁波をめぐる訴訟やトラブルが起こっているため、11 を超える自治体で紛争防止のための条例を制定し、藤沢市議会で質問、大磯町で陳情を全会一致で採択するなど、基地局をめぐる住民トラブルを問題視する地域が今も増え続けています。

ことに坂の多い文京区内では、平らな土地とは違い、基地局からの居室の距離が近くなりすぎる例もあり、人体と基地局間の距離を確保するのが難しい地域も複数あります。

このような背景において、電磁波を昼夜受けつづけることになる住民に、なんの説明もなくいつの間にか基地局が設置されている状況です。通信事業者が設置住所を非公開としており、ネットで調べても、また外からみてもどの会社かもわからないようになっているため、知らないうちに、またさらに隣に建ってしまうかもしれない不安にも毎日さいなまれています。なお半径 300 メートル以内に（以遠よりも）体調不良者が多いという調査結果が示されています。（2003 年仏国立応用科学研究所と 2007 年熊本地裁でドコモを提訴した御領地区の住民（元農水省調査官）の自主調査（n=907）。「電磁波の測定結果から、それら（携帯基地局）が健康に対して何らかの影響を及ぼしている可能性が高いと判断できる」と坂部貢医学博士（疫学識者）が証人尋問で調査への意見書提出）

総務省が進めている「周辺住民への説明」が実際には行われていないことが、住民、設置者、通信会社間のトラブルを招いています。

https://www.soumu.go.jp/main_content/00366589.pdf（【意見 3】の回答）

『総務省は、携帯電話等事業者に対し、基地局を開設する際には、当該基地局が国の安全基準値に係る規制を遵守するものであることなどについて地域住民の方々への説明を行うよう要請をしています。』

電磁波について知識のある日本の医師の少なさが背景としてあり、相談してもわからないという状況で、因果関係は不明と扱われるものの、世界的に目を向ければ、携帯電話の高周波と健康被害についての関係性を示す知見は非常にたくさんあります。ザルツブルグ国際会議 2000 や「Electromagnetic Radiation Safety」論文 944 本の 75% が有意な影響を報告。（ワシントン大名誉教授ライ氏）遺伝子毒性の証拠が出されました。ほかにも基地局と周辺住民についての研究の 7 割が「影響あり」とスペインの研究者がレビュー論文を提出しています。「Environmental Research」オンライン版 7/14. 2022.

便利さもありますが一方このような問題も含む基地局は、地域住民の健康上の紛争の原因になるため、総務省も言っている通り、事業者の説明会を開催させ、区民が安心して生活できる決まりを作してほしいです。

請願事項

- 1 周辺住民の安全安心及び建築紛争防止のため、設置地点より半径 300 メートル以内の地縁者（住民、地権者など）へは事前に周知させるとともに、住民から事業者へ要望があった際は「携帯基地局設置・改造前に事業者は地縁者への説明会を開催する」ようにルール化することを区に求めてほしい。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第38号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現 を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	石 沢 のりゆき
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

文部科学省は2022年度の小中学校で不登校だった児童生徒について前年度比5万4108人(22.1%)増の29万9048人にもものぼり、過去最多になったと発表しました。10年連続で増加し、過去最多を6年連続で更新しつづけています。

小学生が10万5112人(前年度比29.0%増)、中学生19万3936人(前年度比18.7%増)、いずれも増加しており、全児童生徒の3.2%を占め、10年間で2.6倍にもなっています。文京区においても、2022年度小学校137人、中学校183人と小学校で若干減ったとはいえ2022年度も増加の傾向をたどっていることは深刻です。その上いじめも増加傾向が続いていることも問題です。

学校が子ども達の安心できる居場所、安心して学べる場所になっていないことが明らかであり、解決のための対策が急務になっています。

授業時間の詰め込みの問題もあります。一日の授業時数が多いうえ、競争的な教育が背景にあると専門家から指摘されています。子どもに寄りそってその声を受けとめるべき教員の多忙化は大変な社会問題にもなっています。また、精神疾患による教員の休職者が2021年度文部科学省調査で過去最多になるなど、深刻な事態が広がっています。

教員が不足して学級担任のいない学校などが出て、副校長が担任になり、しのいだことがマスコミで報道されました。文京区内でも一歩間違えばそうなりかねない状況があったと聞いています。

学校を子どもが安心できる場所にするためには、何より教員を大幅に増やし、教員の多忙化を解消し、一人一人の子どもたちの声をしっかり聞き取り、心が通い合う環境を作ることが急務です。そのためにも少人数学級を進めることは必須です。国の文教予算を教職員増員のために大幅に増額すべきです。

またコロナ感染も未だに増加しています。今年はインフルエンザの感染拡大も危惧されており拡大防止の点からも、「密」を解消することが必要になっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

全国の自治体では、国の35人学級への法改正を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

東京都においても独自に教員を増やして、35人学級を小学校で実施するとともに、同時に中学校に拡大していただきたく強く要請します。

請願事項

- 1 都の責任で、教員を大幅に増やし、来年度小学6年まで35人学級を実施すると同時に、中学校2年以上も35人学級にするよう都に求めること。
- 2 小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ることを都に求めること。
- 3 国に対して中学校の35人学級への移行を求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第39号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な 学校給食の提供を求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 60%; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 40%; height: 15px; margin-left: 40px;"></div>
紹介議員	石 沢 のりゆき
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

2024年1月26日、除草剤ラウンドアップ（主成分グリホサート）が原因でガンになったと訴えた男性に、約23億ドル（約3400億円）を支払うようバイエル社（旧モンサント社）側に命じる判断がアメリカの裁判所で下されました。

ラウンドアップは、2015年にWHO専門家機関の国際ガン研究機関（IARC）が、「人に対して恐らく発ガン性がある」と発表しており、世界40カ国以上で禁止や規制がされています。2018年、アメリカで行われた裁判では、ラウンドアップに発ガン性があることを認め、販売するバイエル社（旧モンサント社）に320億円の損害賠償を命じました。裁判の中で、モンサント社は発ガン性などの危険があることを認識し、隠ぺいしていたことが明らかになっています。ところが、日本は世界の流れに逆行して、2017年にグリホサートの残留基準値を最大400倍緩和しました。

ラウンドアップは、発ガン性以外にも多岐にわたる毒性があることが報告されています。注目されているのが、世代を超えた影響です。2019年の「サイエンティフィック・リポート」によると、母ラットにグリホサートをEUの無毒性量（毒性がないとされる量）の半分投与すると、母と子には影響がないのに、孫とひ孫の世代に腫瘍や生殖機能不全など多様な障害が出たのです。つまり、私たちがグリホサートに曝露した場合、自分や子どもには影響が出なくても、孫とひ孫に疾患が起こる可能性があるのです。この世代を超えた影響については、日本の農薬の毒性試験で調べられていません。

日本の農薬の毒性試験は、主成分で行われ、それを基にして一日摂取許容量（ADI）や残留基準値が決められます。農薬は、主成分に補助剤（界面活性剤など）が添加されています。しかし日本では、補助剤は毒性試験の対象外です。また、補助剤の成分は企業秘密なので、何が入っているのか不明です。2017年、フランスのカーン大学セラリーニ教授の研究で、ラウンドアップの補助剤は、主成分グリホサートの1000倍以上の毒性があると発表しています。補助剤の毒性が主成分の1000倍以上高いのなら、国が設定している一日摂取許容量（ADI）も残留基準値も安全とは言えません。2019年、欧州司法裁判所では「農薬は売られている状態（主成分+補助剤）で審査しなければならない」という判断を下しています。

文京区の学校給食のパンには輸入小麦が使用されています。農水省の輸入小麦の検査では、カナダ産100%、アメリカ産97%でグリホサートの残留が確認されています。残留理由は、日本国内の小麦では禁止されているラウンドアップの収穫前散布が行われているためです。ラウンドアップは、植物の細胞にまで吸収されるので、洗っても、調理しても落ちません。食べれば、間違いなく、子ども達の体内に取り込まれます。学校給食法第9条1項の規定に基づく、学校給食衛生管理基準には「有害なもの又はその疑いのあるものは避けること」とあります。学校給食は、自治体の裁量です。市民による署名がきっかけで、熊本県では、国産小麦を使用するようになりました。また国会では、与野党の超党派議員30人以上が集まり「オーガニック給食を全国に実現する議員連盟」が発足し、子ども達の健康に配慮した食材を提供しようという取り組みも始まっています。

今、日本の農業は危機的な状況です。東京大学の鈴木宜弘教授は「38%という食料自給率に種と肥料の海外依存度を考慮したら、日本の自給率は今でも10%に届かないくらいである」と指摘しています。子どもや次世代の命と健康を考え、安心安全な国産の食材を学校給食で使用することは、離農が進む国内農家を支援することにも繋がるのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 2 農薬の安全基準を決める毒性試験は、「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分+補助剤）」で行うよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第40号
件 名	学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを 求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 60%; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 50%; height: 15px; margin-left: 40px;"></div>
紹介議員	石 沢 のりゆき
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

日本はゲノム編集食品が流通する世界で唯一の国で、現在、流通しているトマト・マダイ・トラフグに続き、ヒラメやアメリカからのトウモロコシが届け出を受理されています。スーパーマーケットでは、ゲノム編集トマトとその加工品がすでに販売されており、レストランでもゲノム編集マダイを提供する店がでてきました。

子ども達が、ゲノム編集食品を食べた際のリスクは未知数です。ゲノム編集は、目的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。目的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性があります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されます。「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になる恐れがあります。



ゲノム編集食品を避けるためには、「届け出の義務」と「食品表示」が必須です。しかし2019年、日本はゲノム編集食品について、安全性評価なしの任意の届け出で流通を認めるとし、食品表示も不要としました。種子や苗への表示も義務づけられていないので、農家は知らないうちにゲノム編集作物を栽培してしまい、消費者も知らないうちに食べてしまう可能性があります。

ゲノム編集食品に不安を抱く人は少なくありません。2021年9月、サナテックライフサイエンス株式会社（旧社名：サナテックシード株式会社）はゲノム編集のトマト苗を2022年から全国の福祉施設へ、2023年から全国の小学校へ配布する計画を発表しました。それに対して350を超える自治体が、安全性の確認できないトマト苗は受け取らないと表明しました。また、2023年10月には、静岡県議会が「ゲノム編集食品の表示を求める意見書」を国会に提出しています。学校給食で子ども達の口に入るものは、安心安全な食材を使用することが基本です。遺伝子組み換え食品と同様、予防原則で慎重に対応することが必要なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 「ゲノム編集食品」の届け出を義務づけるよう国に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の表示を種苗・作物・食品にするよう国に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は、加工品を含め学校給食に使用しないよう区に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第41号
件 名	柳町小学校第二仮設校舎計画の説明と見直しに 関する請願
請 願 者	 
紹介議員	たかはま なおき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

柳町小学校の新校舎の建設開始が遺跡発掘調査により遅れ、新校舎完成が令和8年7月予定になったため、普通教室の不足を補う目的で第二仮設校舎を建設するという案が議会にて報告されました。この案は、校庭の大半を潰し、6億円もの予算を投入して使用予定期間1年4ヶ月のみの第二仮設校舎を建設する案です。第二仮設校舎建設に伴い、今年度後半は校庭の使用がまったくできなくなり、また、その後も校庭は体育に使えるいほどまで狭くなります。新校舎完成までは現校舎から体育館のある棟まで公道を通過して移動する必要があるため、休み時間は体育館の利用もできず、屋上も手狭で、子どもたちの休み時間中の遊び場の確保が困難となります。アクティや育成室での校庭利用もできなくなり、児童の教育環境に与える影響は甚大です。

また、校庭が使えなくなる期間が長くなることにより、災害時に与える影響も懸念されます。東日本大震災時、建物の5m以内はガラスは飛散する可能性があるとの見解が区からも示され、校舎から離れるように学校から指示もあったようです。災害時、古い校舎で耐震性に問題があるなかで、校庭にも避難できず、足場の崩れなども考えられ、体育館にたどり着くには工事現場のすぐ横の公道を通る必要があります。そのような状況で全校生徒が安全に、すみやかに移動できない状況が懸念されます。また、校庭がない、もしくは狭いことで、給水車などが停まるスペースもなくなり、地域住民の避難場所としての学校の役割も果たせなくなるでしょう。

議会中、誠之小学校で体育を外部のグラウンドで行ったバスでの運動場への移動がうまくいったとのことで、体育を外部のグラウンドで行う案が示されました。しかし懸念されるのは、知的障害特別支援学級の児童が通常のクラスに入るインクルーシブ教育を推進する柳町小学校の状況によるものです。外部移動しての、しかも2時間連続での体育は、知的障害の子供たちにとってはかなりの負担と考えられます。補助員の募集は常にかかっているものの、人手不足でそれまでに人員確保できるかは不透明です。特に学校外に移動することは負担も大きく、補助員がつきにくい可能性があります。教員へも児童へも大きな負担がかかるバス移動を、仮校舎解体作業中の1年少しから来年後半から完全竣工までの3年4ヶ月に延長してまで、仮校舎を造設する必要があるのかは甚だ疑問です。

現在、特別教室として算数ルーム、家庭科室、図工室、音楽室、理科室があります。また、PTA室と相談室で普通教室1つ分使用しています。例えば、図工室と家庭科室を家庭科室として共用にし、図工室をPTA室、相談室、学びの教室のコーナーにわけて転用することで普通教室は2つ空きます。また、図工室と家庭科室を指ヶ谷小など近隣の小学校に打診、調理実習やミシン、ノコギリなどの時のみ使わせてもらえるようにするなど弾力的な運用を考えれば、普通教室3つ分空きます。算数ルームも普通教室に転用できますし、理科準備室なども荷物を移動し支援教室に転用することで普通教室の空きが出ると思われます。1年4ヶ月のみの対処であれば、それで十分代用は可能ではないでしょうか。


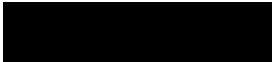
柳町小学校の第二仮設校舎増築計画について、議会のやりとりを伺うと、今回の増築計画があたかも保護者、地域住民などの合意が得られていたもの、要望によるものなどとして進められているようですが、計画決定後の学校からの連絡は「校舎改築のため一時的に校庭の使用に制約が出ます」との連絡のみであり、そのような増築計画を検討している旨の地域住民、保護者、育成室への説明やアンケートは一切行われておりません。

計画の見直しと共に代案の検討を行い、地域住民や保護者とのコミュニケーションを大切に、共に良い解決策を模索することを強く求めます。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

請願事項

- 1 柳町小学校の第二仮設校舎建築について、児童、保護者、育成室などに、可能な限り早く、十分に説明するよう、区に求めてください。
- 2 柳町小学校の第二仮設校舎建築について、計画の見直しと代案の検討をするよう、区に求めてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第42号
件 名	小日向台町小学校改築において、学校環境衛生基準に基づき工事の実施をすること、工事のどの段階においても、震災時子どもたちの安全を確保できる必要な空きスペースを設けることを求める請願
請 願 者	 
紹介議員	依田 翼 小林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

これから改築が予定されている小日向台町小学校は、自校方式での工事が予定されています。現在8年と示されているこの工期中、校庭も満足に使用せず、騒音や振動の影響が懸念される環境下での学びを子どもたちに強いることとなります。

昨年施行されたこども基本法では、「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること」が大切な基本理念のひとつとして掲げられています。福祉に係る権利は、等しく保障されるとしています。

仮校舎用の代替地を見つけられず、やむなく自校方式のまま進む場合であっても、また代替地が見つかった場合においても、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」の通り、工事中教室内の等価騒音レベルを、望ましいとされる LAeq50dB 以下（窓を閉めているとき）、LAeq55dB 以下（窓を開けているとき）を遵守し、長期間の不便を強いている子どもたちに、せめて平穏に学ぶことができる環境を担保する必要があると考えます。小日向台町小学校には、音などに敏感な情緒学級の子どもたちも通っております。

また、東京直下地震への備えも必須とされるなか、学校は子どもたちや地域住民を守るための大切な場所です。東日本大震災時、たとえば柳町小学校では、ガラス飛散の危険性を考慮して校舎から離れるよう子どもたちに呼びかけたとされます。約5m以内はガラスが飛散する可能性があるとして当時文京区が示した通り、子どもたちが緊急時、安全に避難する場合には相応のスペースが必要と考えられます。自校方式で工事を行う場合、解体・建設中の建物や工事車両、資材の脇で子どもたちは過ごすこととなります。その環境下でも、地震、また火事による延焼が広がった場合も、命が脅かされることなく、安全に退避できるスペースがどれくらいであるか区の責任において算出し、それをきちんと明示・確保していただく必要があると考えます。

請願事項

- 1 小日向台町小学校の仮校舎をどの場所に設置した場合においても、子どもたちが平穏に学ぶ環境を確保するため、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」の通り、工事中教室内の等価騒音レベルを、望ましいとされる LAeq50dB 以下（窓を閉めているとき）、LAeq55dB 以下（窓を開けているとき）を守るよう、区に求めてください。
- 2 震災時の地震や火災などから、小日向台町小学校と幼稚園の子どもたちが、全工事期間中において、安全に退避できるスペースを確保するよう、区に求めてください。